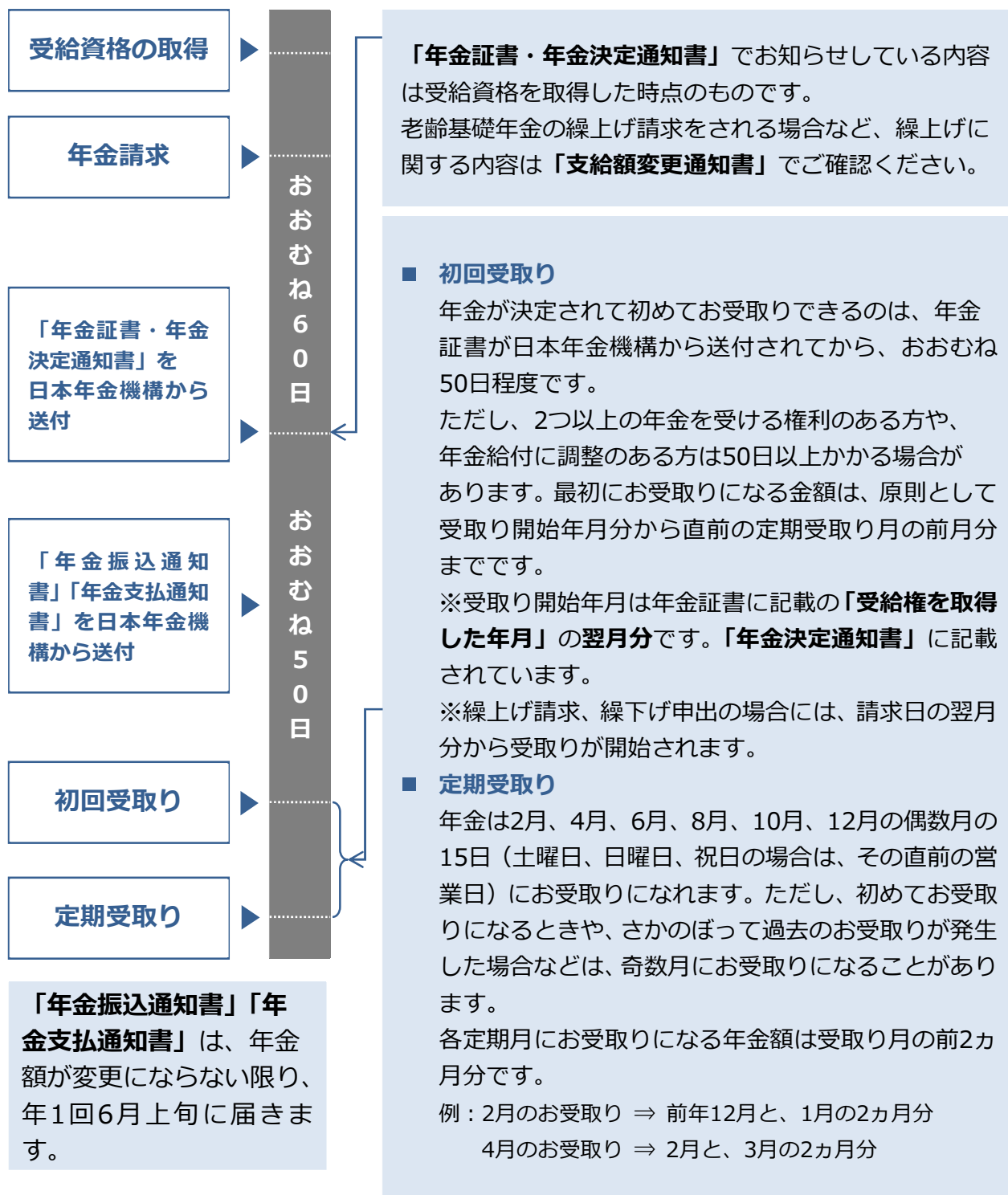


老齢基礎年金 お手続きの完了について

1. 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



裏面に続く

2. お問い合わせ先

次のような事例に該当したときには、各種のお手続きが必要となる場合がありますので、市区町村窓口、または年金事務所までご連絡ください。

こんなとき

氏名を変更したとき

住所を変更したとき

受取口座を変更したいとき

年金証書をなくしたとき

支払通知書等をなくした、または支払通知書等が届かないとき

受給者ご本人が死亡したとき

- ご本人が死亡したときを除き、原則としてご本人からのご連絡が必要です。
- お手元に年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意のうえ、お問い合わせください。
- お手続きに際しましては、ご本人であることを確認できる書類などの提出が必要となります。また、お手続きの内容によっては、住民票・戸籍謄（抄）本などの公的書類をご提出いただく場合もあります。
- 日本年金機構より年金証書、年金決定通知書とあわせて、パンフレット「年金を受給される皆様へ」をお送りします。ご不明な点は、パンフレットもご参照ください。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165（ナビダイヤル）
050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165（一般電話）

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。

※土曜日、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

問合せ先

〇〇年金事務所
所在地 〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係
所在地 〇〇県〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>